

【居宅介護支援】

初回加算

算定のガイドブック





介護経営ドットコム

目次

●はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
●初回加算	اع	は	?	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
●初回加算	のi	単作	立	数	•	算	定	要	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5~8
●初回加算	の (0	&	Α	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9~14

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうござ います。

本資料は、初回加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



初回加算とは?

初回加算とは、新規の居宅サービス計画(介護予防支援では介護予防サービス計画)を作成 するための労力等を勘案し、設けられている加算です。

厚生労働省の介護給付費等実態統計によると、平成31年4月サービス提供分では事業所 ベースで『67.62%』の事業所が、初回加算を算定しています。

特に、これから居宅介護支援事業所を開設しようと考えている経営者の方は、このような算 定率の高い加算の算定要件をしっかりと把握しておくことが必要になるでしょう。

それでは、居宅介護支援の初回加算の単位数、算定要件、Q&Aなどを見ていきましょう。

単位数

300単位/月

算定要件

- 以下のいずれかに該当し、居宅介護支援を提供すること。
 - 新規に居宅サービス計画を作成する。
 - 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作 成する。
 - 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス 計画を作成する。
- 運営基準減算に該当していないこと。

運営基準減算の項目①

運営基準減算は、以下の項目のいずれかに適合していない場合に該当になります。

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が省令第38号第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。
- 介護支援専門員は、課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者が入院中である ことなど物理的な理由がある場合を除き、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその 家族に面接して行っているか。
- この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して 十分に説明し、理解を得ているか。
- また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、省令第38号第29条2項 の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。

運営基準減算の項目②

- ◆ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を 担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専 門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。
- 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。
- 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居サービス等について、 保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容に ついて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用 者及び担当者に交付しているか。



運営基準減算の項目③

- 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。
 - 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。

平成27年度介護報酬改定に関する平成27年4月1日 問189

Q.

介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護 予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか。

Α.

要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。

平成21年4月改定関係(Vol.1)平成21年3月23日 問62

Q.

初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

Α.

契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

平成18年4月改定関係(Vol.2)平成18年3月27日 問9

Q.

介護予防支援

利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。

Α.

初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、お尋ねの事例については、算定可能である。 なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。

平成18年4月改定関係 (Vol.2) 平成18年3月27日 問10

Q.

介護予防支援

介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合についても、初回 加算を算定することができるのか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更となった 場合はどうか。

Α.

前者のケースについては、委託された居宅介護支援事業所は変更になっても、当該介護予防 支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定するこ とができない。また、後者のように、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合 については、介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加 算を算定することが可能である。

平成18年4月改定関係 (Vol.2) 平成18年3月27日 問11

Q.

介護予防支援

初回加算の算定要件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよいか。

Α.

「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものである。したがって、従前より、契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月において、初回加算を算定することが可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。

平成18年4月改定関係(Vol.2) 平成18年3月27日 問12

Q.

介護予防支援

契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約がされた場合については、再度の契約時の際に初回加算は算定できるのか。

Α.

初回加算については、実質的に、介護予防支援事業所が、初めて、利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。